

大和市告示第33号

大和市健康ポイント事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月4日

大和市長 古谷田 力

大和市健康ポイント事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市健康ポイント事業実施要綱（平成28年大和市告示第272号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「目的」を「趣旨」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「抽選」の次に「（以下「抽選」という。）」を加え、同項中「3回」を「2回」に、「次のとおり」を「当該年度の7月及び1月」に改め、同項各号を削る。

第7条第1項中「景品の」を削り、同条第2項中「第1回及び第2回の抽選（以下「通常の抽選」という。）」を「抽選」に改め、同条第3項中「通常の抽選」を「抽選（翌年度初めて実施するものに限る。）」に改める。

第8条第1項中「通常の抽選」を「抽選」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「当選した旨」の次に「及び景品の受取方法等」を加え、同項を同条第2項とする。

第9条の見出し中「送付」を「受領」に改め、同条第1項を次のように改める。

前条第2項の規定による通知を受けた当選者は、市長が指定する期日及び場所において景品を受領するものとする。

第9条第2項中「前項の送付の日又は市長が指定する期日」を「前条第2項の規定による通知の日」に改め、同条第3項中「前項」を「市長は、前項」に改め、同項後段中「当選」の次に「等」を加え、同項中「並びに景品の送付及び」を「及び景品の」に、「前条第3項」を「前条第2項」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。